

京都市職員共済組合保健事業に関する規程（平成22年12月1日規程第6号）の一部を改正する規程を次のように制定する。

令和5年3月31日

京都市職員共済組合
理事長 岡田 憲和

京都市職員共済組合規程第3号

京都市職員共済組合保健事業に関する規程の一部を改正する規程

第2条の表健康診査の項中「、脳ドック」を削る。

第3条の表健康診査の項中

「

人間ドック	組合員、被扶養者とも 18歳以上、節目健診 は、35、45、55、59 歳の組合員	10,000円 節目健診の場合は無料
脳ドック	組合員、被扶養者とも 18歳以上	10,000円

を

「

人間ドック	組合員、被扶養者とも 18歳以上、節目健診 は、35、45、55、59 歳の組合員	10,000円 節目健診の場合は無料
-------	--	-----------------------

に

改める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(行財政局人事部厚生課)